

議案第116号

鹿児島県条例の読点の表記を改める条例制定の件

鹿児島県条例の読点の表記を改める条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例の読点の表記を改める条例

この条例の施行の際現に公布されている鹿児島県条例において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県条例の読点の表記を改めるため、この条例を制定しようとするものである。